

# 大豆共済について

備えの種をまこう。

もしもに備え、大豆共済のご加入で経営安定を図りましょう。  
畑作物の直接支払交付金の交付対象者であれば、補償金額を大幅にアップすることができます。  
また、減収した場合の理由を大豆共済の被害申請により証明できます。

## 対象となる災害

自然災害や病虫害、鳥獣害、火災による大豆の減収を補償

## 加入資格

大豆を5アール以上栽培  
(栽培する全ての耕地を対象。ただし、枝豆等の未成熟で収穫されるものは除く)

## 補償期間

発芽期(移植期)～ 通常の収穫期 (圃場より搬出するまで)

## 加入方式の選択

- 以下の3つの加入方式からお選びいただけます。

### 全相殺方式(9割、8割、7割補償)

【おすすめ!】

全量をJA等に出荷し、収量を伝票で把握できる農家が対象。

過去の出荷データを基に基準収穫量(平年収量)を設定し、全耕地の増減収量を相殺した結果、減収量が基準収穫量の1割(2割または3割合)を超えた場合に共済金をお支払いします。

### 半相殺方式(8割、7割、6割補償)

被害耕地の減収量の合計が、総基準収穫量の2割(3割または4割合)を超えるときに共済金をお支払いします。

※無被害耕地は基準収穫量のままとします。

### 地域インデックス方式(9割、8割、7割補償)

地域の過去5カ年の統計単収の中庸3カ年平均を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計データによる収穫量が、基準収穫量の1割～3割(選択された補償割合に応じた割合)を超えるときに共済金をお支払いします。

## 補償単価(1kg当たり共済金額)

### 1kg当たり共済金額(農家の選択)

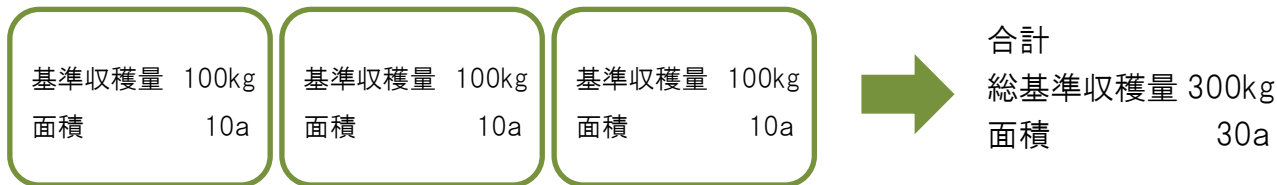
		1kg当たり共済金額(農家の選択)					
1類及び6類、7類 (乾燥子実で、かつ、黒大豆以外の品種)	一般大豆	畑作物の	305円	275円	244円	214円	183円
		直接支払交付対象者	141円	127円	113円	99円	85円
	非対象者	141円	127円	113円	99円	85円	
	種子用大豆		443円	399円	354円	310円	266円
3類、6類、7類、9類	丹波黒以外の黒大豆		230円	207円	184円	161円	138円
6類、7類、9類	丹波黒		516円	464円	413円	361円	310円

※種子用大豆は種子生産圃場の指定を受けた大豆が対象となります。

※6類及び7類は地域インデックス方式。(田で栽培:6類、畑で栽培:7類) 9類は、帳簿全相殺方式。

# 補償金額（共済金額）と共済掛金の比較

例）3つの耕地を所有し、総基準収穫量300kg、面積30aの場合（白大豆）



引受方式		全相殺方式	半相殺方式	地域インデックス方式 (6類)	地域インデックス方式 (7類)
補償割合		9割	8割	9割	9割
1kg当たり共済金額	交付対象者	305円 の場合			
	非対象者	141円 の場合			
引受収量 <small>〔基準収穫量×補償割合〕</small>		270kg	240kg	270kg	270kg
補償金額(共済金額) <small>〔引受収量×1kg当たり共済金額〕</small>	交付対象者	82,350円	73,200円	82,350円	82,350円
	非対象者	38,070円	33,840円	38,070円	38,070円
共済掛金率（新規加入の場合）		12.37%	7.80%	2.86%	4.10%
農家負担掛金 <small>〔共済金額×掛金率－国庫負担※注1〕</small>	交付対象者	4,584円	2,569円	1,060円	1,519円
	非対象者	2,119円	1,188円	490円	702円

※ 注1 共済掛金のうち国が半分以上(55%)負担しますので、少ない掛金で大きな補償となります。

※ 令和1年産から、個人の損害率によって段階的に掛金率を設定する**危険段階別共済掛金率**を導入しています。例では新規に加入した場合の掛金率で計算しています。地域インデックス方式の共済掛金率は山口市の掛金率を用いて計算しています。

※ 上記掛金に事務費賦課金が増算されます。(10a当り135円)

## 共済金の支払

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

$$\text{共済金} = 1\text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

※畑作物の直接支払交付金の交付を受ける方については、営農継続支払に相当する額が数量払に相当する額よりも多い場合は、営農継続支払と数量払の差に相当する額を控除するよう減収量を調整して共済金を算定します。

\* 共済減収量は、引受方式ごとに異なります。

- ・全相殺方式：農家ごとの共済事故により減収した量の合計が、基準収穫量の1割～3割を超えた数量(kg)
- ・半相殺方式：農家ごとの共済事故により減収した量の合計が、基準収穫量の2割～4割を超えた数量(kg)
- ・地域インデックス方式：(基準単収－当該年産の統計単収)×面積が、基準収穫量の1割～3割を超えた数量(kg)

\* 損害評価

損害評価は、組合員からの損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物共済損害認定準則及び畑作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組合員ごとに現地調査を行います。

詳しいお問い合わせは

山口県農業共済組合

本所 TEL 083-972-7500  
 東部支所 TEL 0835-22-1244  
 北部支所 TEL 0835-52-0146

中部支所 TEL 083-972-2340  
 西部支所 TEL 083-250-6208